# 「ネットいじめ」事件におけるインターネット 利用の問題の顕在化について

北嶋 健治

## 0. はじめに

近年の「ネットいじめ」問題には、いじめの「加害者」が自らのインターネット利用によって「攻撃」や「影響」を被るという議論が見受けられる。従来までのいじめ問題に付加されるこうした議論は、「ネットいじめ」問題の新たな特徴を示しているものと考えられる。このようなインターネット利用の関連する問題に固有の特徴をつかむためには、いじめという「非行」の問題に加えて、ネット利用の問題化という観点からの事態の検討が新たに求められるだろう。本稿では、「ネットいじめ」事件をめぐって「加害者」のネット利用の問題が取り上げられていく過程の分析を行い、非行主体の問題にネット利用の問題が関連付けられていく機構について考察する。

## 1. 問題の所在——「ネットいじめ」事件に見る新たな「被害性」

「ネットいじめ」とは、「ネットを利用したいじめ」(荻上 2008: 141)あるいは「インターネットを手段とするいじめ」(渋井 2008: 22)であり、具体的には「学校裏サイト、動画投稿サイト、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、チャット、メール、ブログ、プロフなどを利用したいじめ」があてはまるとされる(田川 2012: 90)。またその特徴としては、学校生活等の「リアルな関係を反映している」こと、「加害者の意図的な匿名性、なりすましがある」こと、情報の発信元に「リゾーム的増殖性がある」こと、学校空間外のような「逃げ場がない」こと、あるいは特定のウェブサービスの普及以後は、「KS(既読スルー・既読無視)」が発端となる例がある」こと、「ソーシャルメディア特有の閉鎖性がある」こと等が挙げられている(加納 2016: 30-3)。ただし、このように類型化される「ネットいじめ」の議論には、さらに新たな問題が付加されているように見える。

例として、近年の「ネットいじめ」事件に着目してみよう。取り上げるのは、2012年に A県で生じた少年非行の事例である  $^1$ 。加害少年らは、市内の公園で「1分間マッチ」と称し、男児に対して蹴る、投げる等の行為を繰り返し、全治 1 ヶ月の怪我を負わせたとされる。また報道によれば、

加害少年たちは暴力行為に加え、その様子を撮影し、撮影された動画をインターネット上の投稿サイトにアップロードしていたという。

A県B市で小学6年生の男児(12)が、中学3年生の男子生徒(14)に暴行される映像がインターネットの動画サイトに公開されていたことが19日、A県警などへの取材でわかった。 県警は、この生徒を含む中高生4人を別の傷害などの容疑で逮捕し、動画との関連を調べている。(「小6暴行動画、ネットに A県警、中3の関与捜査」『朝日新聞』2012.7.19夕刊)

少年らは一連の行為を「遊んでいるつもりだった」とし、動画の投稿に関しては、「面白い動画を撮って、アクセス数を増やしたかった」と供述したという。B市の教育委員会はこうした行為を「一方的な暴力行為で、いじめと認められる」としたが、先ほどの定義に従えば、動画サイトへの投稿が含まれていたという点で、この事件は「ネットいじめ」事件であるということになる。

一方で、傷害事件としての本件は次第に別の様相を帯びていくことにもなる。その後の報道は、動画の投稿がいじめの「加害者」に「深刻な影響」を与えうる可能性を伝えている。

#### 転載、拡散し投稿者に影響

A県B市の公園で撮影された「いじめ」の動画は、インターネットの投稿サイトから削除された後も別のサイトに転載され拡散を続けている。(……)

B市の動画も、ユーチューブでは削除されたが、別の動画サイトに転載され、19日午後も 閲覧できる状態が続く。コメント欄には加害者の名前や通う学校の特定につながるもの、関係 者を中傷する内容の書き込みが目立つ。

ネット問題に詳しい落合洋司弁護士は「規制が及ばず、一度投稿されてしまえば、根絶するのは難しい。投稿者に、深刻な影響をもたらすことがあるという認識を持ってもらうしかない」と指摘。(「ネットに小6暴行動画/中3投稿/別の傷害容疑で逮捕(……)転載、拡散し投稿者に影響|『宮崎日日新聞』2012.7.20)

このように、「いじめ」認定された本件に関しては、いじめの「被害者」に対してなされた暴行 行為だけではなく、動画の転載と拡散によって、いじめを行った「加害者」の特定とその関係者へ の中傷が生じたことが伝えられ、最終的には「加害者」自身への「深刻な影響」が懸念されるに至っ ている。

いじめ「加害者」が自身のネット利用を通じて「中傷」等の「影響」を受ける主体として認識されるこうした事態からは、「いじめ」問題に生じている新たな特徴を読み取ることができる。この点に関し、いじめの「被害性」という観点から整理を行ってみよう。

従来の「いじめ」の定義に従えば、いじめ行為による「被害性」とは、いじめの「被害者」が被

るものであることが前提とされていた。平成 18 年度以降,文科省は「いじめ」の定義を「当該児童生徒が,一定の人間関係のある者から,心理的,物理的な攻撃を受けたことにより,精神的な苦痛を感じているもの」としている(文部科学省 2011)。森田(1999)によれば,ここで言われている「攻撃」をいじめの「加害行動」,また「苦痛」を「被害性」として捉えることができる(前掲書:87)。したがって,「攻撃」の主体である「加害者」が,自身の「加害行動」によって「深刻な影響」を受けるといった事態は、いじめの「被害性」としてはそもそも想定されていないのが分かる。

しかし、今日の「ネットいじめ」をめぐって生じているのは、本来「攻撃」(暴力行為)の主体であるいじめ「加害者」が、ネット利用という自身の「攻撃」(動画投稿)によって「攻撃」(特定・誹謗・中傷)を受けるという事態である。つまり、何らかの「攻撃」を受けることを広く「被害」と捉えれば、上で挙げた「ネットいじめ」事件には、これまでの「いじめ」の「被害性」とは別の「被害性」が付加されていることになる。

「ネットいじめ」事件に関して見られるこの新たな「被害性」を、インターネットを利用した「加害者」に関する問題の出現として捉えれば、これまで「ネットいじめ」に見る加害行為としてのネット利用の性質や、いじめを行う「加害者」自身の問題を扱った議論がなかったわけではない。しかし、上で論じられている問題は、投稿の起点が分からないまま「いじめ」の内容が広がりつづけるという「リゾーム的増殖性」(加納 前掲書:31-3)の問題にとどまるものでもなければ、「いじめ」の内容を投稿してしまった「加害者」側の「心の闇」(原・山内 2011:78)の問題とも異なる。

一方,田川(2010)は「ネットいじめ」に関して、「行為の記録」(いじめの写真・映像の撮影と情報の回収不能性)、「晒し」(ネット上への個人情報の掲載)、「数の暴力」(多数の書き込み等)といった特徴が見られるという議論を展開している(前掲書:52-3)。田川によれば、「被害者」に対するいじめの内容は、その「記録」性や「回収不能性」といった特徴により、不特定多数による「加害者」への「攻撃」へと連鎖し、結果として「加害者」が「ネット上で攻撃を受ける」という事態をもたらすものであるとされる。

ここで指摘されているのは、いじめの加害行為をしていたはずの「加害者」が、ネット利用の特徴によって新たに「被害性」を付加される可能性である。しかし、いじめという非行問題がネット利用と関連することで新たな性質を帯びるのであれば、技術的な特徴の説明に加え、社会問題がメディア利用と連関していく過程が検討されなければならないだろう。すなわち「加害者」の「被害性」をめぐる議論が示唆しているのは、メディア利用を通じて新たな「非行」の加害/被害の主体が形成されつつあるという状況であり、またそこからは、「加害者」という主体とインターネットというメディアとが社会問題の構成過程において交わっていく機構の一端を読み取ることができるはずである。

以下では、「ネットいじめ」に見る非行の主体とメディアの問題に今一度の検討を加えるために、「加害者」のネット利用が問題化していく過程についての分析を行う。それは、いじめという「非行」が、暴力行為等としてだけではなく、ネット利用と関連付けられていく過程の分析であり、またこ

の作業によって、ネットを利用する主体が、新たな「非行」の主体として位置付けられていく機構 についての考察を行うことが、本稿の主な目的である。

## 2. 分析の視座

本稿では、「ネットいじめ」問題に見る「加害者」の問題を、「いじめ」という問題に関する議論のコンセンサスの揺らぎのなかで生じている現象として捉える。

森田によれば、「いじめ」は違法性と日常性との間の「グレイゾーン」の問題として生じている (森田 前掲書:94)。「いじめ」とは、日常の子ども世界における行為と法規範に抵触する行為との 境界に位置しており、この境界上で何らかの行為が問題とされ、さらに「告発された問題に対する 人々の認識の仕方と対応の仕方が社会の中で構造化されていく」ことにより、「いじめ」という違 法性/日常性の「グレイゾーンの社会問題化」が生じるとされる(前掲書:96)。

「いじめ」が違法性/日常性の「グレイゾーン」にあり、さらにその「グレイゾーン」自体が人々に「問題」として認識されていくことで、「いじめ」が「社会問題」として浮上する。このように捉えた場合、「ネットいじめ」問題に関する議論のなかで「加害者」のネット利用が問題化されていく過程をどのように把握することが可能になるだろうか。本稿では、こうした過程についての分析を行うために、広義の「非行」と狭義の「非行」という区分け、ならびに狭義の「非行」認定の契機を分析軸として導入する。

まず、「いじめ」は「非行」問題の一角をなしているが、この場合の「非行」には、狭義の「非行為」とより広義の社会問題としての「非行」との二つの意味がある。狭義の「非行」である「非行行為」等が刑法・少年法によって定義可能であるのに対し、広義の「非行」には、少年法上で規定される行為に加え、日常的な「問題のある行為」も含まれており、より広い意味において用いられている(北澤 2002:3-4)。

さらに、広義の「非行」問題としての「いじめ」がどのように問題化されてきたかという、社会問題化の経緯に着目すると、それらは「いじめに起因とする事件」としての「いじめ事件」への視線・関心のなかで、問題として認知されてきた経緯がある(土井 1995:54)。すなわち、「いじめ」問題は、「非行」の広義/狭義の振れ幅を有しているが、その問題化の過程に焦点化すれば、「少年事件」、つまり狭義の「非行行為」が問題化される「事件」として取り扱われることで、社会問題化してきたのだと考えることができる。

ゆえにここでは、少年らのいじめが狭義の「非行行為」として認識されていく手続きを分析の参照点として導入する。この分析軸は、「加害者」の加害行為が、狭義の「非行行為」(「事件」)として認められる契機を浮き彫りにするものであり、したがって「ネットいじめ」の社会問題化の過程において、「加害者」がネット利用との関連からいつ・どのように「問題」として取り上げられていくかを明示化してくれるものと考えられる。

# 3. 分析

ここでは二つの事例について比較的な分析を行う(事例 1, 2)。取り上げるのはいずれも少年事件であり、少年の「いじめ」が「非行行為」として解釈され、かついじめ「加害者」のネット利用が問題化された「ネットいじめ」事件であるという点で共通している。ただし、「加害者」が、ネット利用との関連から具体的にいつ、どのように問題視されていくかという点に関しては、その問題化のタイミングに微妙な差異が見受けられる。ここではこれら「ネットいじめ」事件とされた二つの事件を比較事例とし、それぞれのケースにおけるネット利用の問題化の特徴を、その契機性という観点から明らかにしたいと思う。

#### 3-1. 事例 1

2007年に C 県で起きた高校生の「いじめ」事件は、インターネットを利用した「ネットいじめ」や「学校裏サイト」が注目される象徴的な出来事として取り上げられたとされる(荻上 前掲書: 22-1)。同年 7月、D 市において校舎から飛び降り自殺をした生徒のポケットから遺書が見つかり、その内容から同級生による生徒への「いじめ」が発覚する。その後、恐喝未遂で逮捕された同級生らへの取調べが進む中、生徒の死亡する数ヶ月ほど前より同級生らによって開設されていたとみられるホームページの存在や、被害生徒へのメールによる脅迫行為が明らかになる。以下は事件発生2ヶ月後の新聞記事である。

(……) 私立高校で7月に飛び降り自殺した同高3年の男子生徒(当時18)が、同級生らから現金を要求されていたとされる事件で、生徒が服を脱がされるなど嫌がらせを受ける様子の写真や動画が掲載されたホームページ(HP)に、生徒の実名や住所、メールアドレスなどが書き込まれていたことが20日、わかった。HPは今春開設され、間もなく閉鎖されたが、生徒は閲覧者とみられる人物からも匿名メールで現金の要求を受けていたという。(……)

教頭は「当初の聞き取りでは『ふざけた内容が増えたので閉鎖した』と聞いていた。友人同士のネット上のやりとりは表面化しにくく、(……) HPがあったことも、少年が自殺するまで学校は全く知らなかった。新しい HP は逮捕後の聞き取り調査でわかった」と話している。(「いじめ HP に実名 閲覧者、メールで脅迫 (……) 高3自殺」『朝日新聞』2007.9.21)

さらに同日の記事では、「ホームページの掲示板や電子メールを利用した『ネットいじめ』」が、「若者の間で横行している」ことが伝えられ、この事件はその加害行為に見るネット利用から「ネットいじめ」事件として位置づけられた。ただし、「加害者」のネット利用の取り上げられ方に着目すると、ホームページやメールを用いたいじめ「被害者」への「攻撃」がほとんどであり、この時点で「加害者」自身への「攻撃」や「影響」を問題視するような内容は見受けられない。

本件をめぐっては、のちに「ウェブ上でいじめグループに対する強烈なバッシングが巻き起こった」ことが指摘されている(荻上 前掲書:137)。そのように、この事件に関しても、「加害者」への「影響」をめぐる議論は生じえたはずである。にもかかわらず、この報道の時点でそうした問題は取り上げられておらず、「加害者」自身への影響の問題は、少なくとも公の議論としては潜在的なものにとどまっていた。それでは、本件におけるいじめの加害行為としてのネット利用は、どのように問題化されたのか。「加害者」とネット利用の問題との関連付けの特徴を、「非行」概念との関連から確認してみよう。

少年らのネット利用がどのようにいじめ加害行為として問題化されたのかという点について、まず「いじめ」問題に着目すれば、少年らの「いじめ」は、これらの報道の時点で狭義の「非行」として事件化され、取り上げられていた。報道では、彼らの「いじめ」が「非行行為」であるという議論に別段疑義が挟み込まれているわけではなく、それらはすでにその違法性を問われた上で伝えられ、問題化されている。

次にネット利用の問題についてはどうだろうか。繰り返しになるが、この事件は、「ネットいじめ」事件として認識されており、少年らのネット利用は、このいじめ事件における問題の一角をなしていていた。ただし、それらがいつ問題化されたのかというタイミングに着目すると、ネット利用は、少年らに対する捜査とその報道の過程において、狭義の「非行行為」としてのいじめの問題と関連づけられるかたちで取り上げられていたことが分かる。少年らが逮捕後に取り調べを受けるなかで、そのネット利用をめぐっていくつかの調べを受けている点に着目してみよう。すると、本件はまず被害生徒の自殺を受けて捜査が開始されており、そのなかで容疑者として加害少年らが浮上しているのが分かる。またその過程で、彼らは被害生徒に対して金銭的要求を迫ったメールの送信を認めており、上で問題化されている「ホームページ(HP)」についても、逮捕後の供述のなかで、その作成を認めたとされている。

(……) 7月に自殺した同高3年の男子生徒(当時18歳)が同級生らから金を要求されていた事件で、生徒を中傷する書き込みがあったインターネットのホームページ(HP)は、逮捕された少年(17)ら同級生数人が開設していたことがわかった。学校側が21日、明らかにした。このHPには生徒が嫌がらせを受けている写真も掲載されており、C 県警の調べに対し、少年は「写真は自分が投稿した」と認めている。

同校などによると、HP は今年4月に開設された。生徒を名指しして「うそつき」と中傷する内容のほか、電車内で強制的に歌わされている様子の動画や裸の写真が掲載され、住所や実名、電話番号などもあった。

同校の調査に対し、同級生らは「生徒から依頼されて一緒に開設した。個人情報も生徒と入力したが、写真や書き込みは、誰が投稿したのかわからない」などと説明していたという。

HP は開設から 1,2 週間後に生徒自身がサイト管理者に連絡して閉鎖した。

また、同校は、少年が生徒に金を要求するメールを送っていたことについて、同級生ら数人が関与を認めたことも明かした。(「(……) 高3自殺 逮捕少年ら、4月に中傷 HP 開設 嫌がらせ写真も投稿」『読売新聞』2007.9.21 地域)

ホームページの開設者や写真の投稿者は当初不明であるとされたが、ここからは、「加害者」らに対する捜査が開始された後、それらのネット利用が捜査上で裏づけをとられ、「非行行為」の一端として彼らに関連付けられていったのが分かる。

このように、本件におけるネット利用は、「いじめ」問題が狭義の「非行」として事件化された後に問題として組み込まれていった。すなわち、ネット利用の問題は、「加害者」の「非行行為」をめぐる議論がなされていく過程で、いじめの加害行為として取り上げられていったのであり、その問題化の契機という点に着目すれば、「加害者」のネット利用は、いじめ問題に対してはあくまでも事後的な議論として構成されていたのが分かる。

しかししばらくすると、「加害者」らのネット利用の問題がこうした事件化の手続きとほぼ同時 に取り上げられていく事態が確認できるようになっていく。そのような事例について、次節で分析 を行ってみよう。

#### 3-2. 事例 2

次に、冒頭で取り上げたA県の事件(2012年)と同時期に問題化された、E県F市の事件に着目してみよう。この事件もまた、事例1と同じくインターネットを利用した「ネットいじめ」事件であり、「加害者」はやはり少年法に規定される「非行少年」である。しかし、その問題化の過程で生じた「加害者」の問題は以前までの事件と比較して特徴的なものになっている。

2012年7月21日、F市内の中学3年生男子が小学2年男児への暴行と軽犯罪法違反(つきまとい行為)の容疑で書類送検されたことが報道された(『朝日新聞』2012.7.2)。ただし、同一の事件についての報道という観点からすれば、この事件の報道開始はそれより以前に遡ることが分かる。2ヶ月前に同紙は少年たちのネット利用について次のように伝えている。

F市内の中学生が小学生にいいがかりを付け、その様子をネット上に動画で投稿していたことが24日、分かった。動画は削除されたが、コピーがネット上にあふれており、同市教委はカウンセラーを派遣して児童や生徒の心のケアを図ると発表した。(「中学生3人、いじめ画像投稿 小学生に因縁付け撮影 (……)」『朝日新聞』2012.5.25 地域)

他紙はこの動画投稿以後の経緯をより詳しく伝えている。

動画は今月15日に「ユーチューブ」に投稿された。ネット上で「これはひどい」などと書

き込みが相次ぎ、ネットユーザーが男子生徒の制服と指定バッグから中学校を特定。それを学校関係者が同 21 日に発見した。学校側が男子生徒に問いただすと「すみません」と事実関係を認め、その後保護者も呼び出し、動画を削除させた。(「中3が小2いじめ動画投稿バレた」『日刊スポーツ』 2012.5.25)

6日後,教師の一人が偶然,動画に気づき生徒に削除させたものの、中学校には苦情や抗議などの電話が3日間で約400件あり、市教委や地元の警察署にも「こういうやつは許すな」「徹底的に処罰すべき」といった意見が届いた。ネット上では"犯人捜し"が始まり、一時、男子生徒の名前や家族の写真が掲載された。「これから乗り込んでいく」などと脅迫まがいの書き込みまであった。(「中学生のいじめ動画問題/ネット投稿の危うさあらわ/道徳と情報教育は両輪で」『長崎新聞』2012.6.6)

さらに本件をめぐっては、「加害生徒の情報がネットに投稿され、生徒への誹謗(ひぼう)中傷が相次ぎ、いわゆる『炎上』状態になった」ことが伝えられ、「ネット社会では、ひとたびいじめが明らかになれば、今回のように加害者が逆に誹謗中傷の攻撃にさらされ、加害者の周辺を警察が警備せざるを得ない状況にもなりかねない」との指摘がなされた(「学舎の風景 いじめ、ネットの怖さ」『茨城新聞』2012.6.7 地域)。

先ほどの事件ではいじめ「加害者」らへの「バッシング」が潜在的な問題にとどまった一方で、このように本件の報道では初期のころから「加害者」への「攻撃」の問題が頻繁に取り上げられていることが窺える。それでは、事例1と比較して、この事件をめぐる「非行」としての「いじめ」やネット利用の問題化の様態にはどのような特徴が見出せるのであろうか。

まず、いじめ行為が「非行」として認識されていく過程についての観察を行うと、「加害者」の 少年たちは、警察捜査の後に逮捕され、書類送検されるに至っており、「非行」の広義/狭義の区 分けに従えば、本件におけるいじめ行為もまた事例1と同様に司法の手続きを経ることで、最終的 には狭義の「非行行為」として認定されている。

ただし、その狭義の「非行」についての捜査開始がいつであったかという規準を置くと、本件に関しては、「加害者」らのネット利用の問題の登場する時期に一つの特徴が見いだせるのが分かる。彼らの逮捕や取り調べが行われる段階の報道を見てみよう。

F市の中学生徒が小学校低学年の児童をいじめている画像がインターネットの動画サイトに 投稿され、生徒が通う中学校に非難や苦情の電話が殺到する騒ぎになっていることが 24 日、 分かった。E 県警は軽犯罪法違反(つきまとい行為)の疑いもあるとみて、写っていた生徒ら から事情を聴くなど捜査を始めた。(「中学生、いじめ動画投稿\*学校に苦情\*E 県警も捜査」 『北海道新聞』 2012.5.24) このように、加害少年のネット利用をめぐっては、「児童をいじめている画像がインターネットの動画サイトに投稿され、生徒が通う中学校に非難や苦情の電話が殺到する騒ぎになっている」ことがまず伝えられている。またそれを受けて、県警が少年らに対する捜査を始めたとの記述があり、動画投稿の問題は、警察による「いじめ」事件の捜査開始とほぼ同時期に出現していることが分かる。

すなわちこの事件の場合、いじめが狭義の「非行行為」として捜査機関に認識される時点で、すでに加害者のネット利用が問題化されていたということになる。だとすれば、事例1の場合と比較して、本件に見るネット利用の問題化の特徴をどのように性格づけることができるであろうか。次に、いじめが広義の「非行」から狭義の「非行行為」として問題化されていく手続きを、捜査の端緒という観点から時期的により細かに分類し、2つの事例の比較を行ってみよう。

#### 3-3. インターネット利用の問題の前景化

刑事訴訟法は、司法警察職員による捜査開始の契機を「捜査の端緒」とし、それらを「告訴」(230条)や「告発」(239条)、「自首」(245条)、「検視」(229条)、「現行犯人の発見」(212条)、「職務質問」(警察官職務執行法2条1項)等の機会として定めている。これらは、近代以降の司法制度において、ある主体による法規範に違反する行為が疑われ、警察捜査が開始される契機の一つとして定められている。

この端緒を軸に、事例1と2においてネット利用が問題化された契機を今一度確認すると、まず事例1の場合、捜査が開始されたのは被害者の自殺を受けてからであり、おそらく「検視」以後のことであったことがわかる。したがって少年らの逮捕後の取り調べを通じて報道されていったネット利用の問題は、捜査の端緒に対しては後から出現したのだといえる。一方で事例2に関しては、警察に対する通報(「告発」)ならびに捜査開始日にはすでにネット利用が報道上で取り上げられていたことが分かった。このことから、その問題化の契機は捜査の端緒とほぼ同時であったということになる。

ここから明らかになるのは、いじめの事件化(狭義の「非行行為」の認識)に対するネット利用問題の事前/事後性である。すなわち、事例1における「加害者」のネット利用は、狭義の「非行」問題に対して事後的に扱われ、また「加害者」自身に関する「影響」の問題も潜在的なものにとどまっていた。それに対して、事例2で頻繁に取り上げられた利用の問題は、いじめが「非行行為」として事件化されていくのとほぼ同時に現れるものとなっており、事例1と比較して時期的により前景化して語られているのが分かる。

だとすれば、「ネットいじめ」問題における「加害者」への「攻撃」という問題は、その内容の新しさだけではなく、それが問題化される様態に関しても新たなかたちで出現しているといえる。さらに考察部では、ネット利用を問題化される非行の主体という観点から、こうした事態が有する含意を確認したいと思う。

# 4. 考察

「非行」としての「いじめ」が問題化される過程の分析から判明した,「加害者」のネット利用の問題の前景化という事態は、何を示しているのか。分析の結果を踏まえ、非行の主体とインターネット利用とが関連付けられる機構とその変容についての考察を行い、新たな検討課題を提示したいと思う。

ここで、視点を「加害者」すなわち「非行」を行った主体の問題へと移してみよう。すると、過去の事件に遡れば、「加害者」のネット利用が「いじめ」と関連して問題視されるという事態は、「ネットいじめ」事件に限った現象ではないことが分かる。例えば、2000年に生じた中学生によるバスジャック事件では、殺人等で逮捕された少年によるネット掲示板への書き込み行為が注目を集めた。ただし本件において少年は、次に見るように「いじめ」の「被害者」として性格づけられている。

(……) バス乗っ取り事件で、殺人などの疑いで再逮捕された (……) 少年 (一七) が、投稿していたホームページ (HP) の掲示板で「『存在感がない』と言われた」と母親に訴えていたことが、母親の相談を受けた医師の証言でわかった。自宅に引きこもっていた少年は二月末ごろから入院する三月初めまで、掲示板への書き込みをひんぱんに繰り返し、インターネット上で「からかい」の対象になっていたとみられる。(……)

医師は「インターネット上の言葉は強烈だ。引きこもっていたところにネット上でもいじめられ、さらに疎外感を増したのではないか」と話している。(「バス乗っ取り少年、HPでいじめの対象?『存在感ない』など悪口|『朝日新聞』2000.5.17 夕刊)

このように、彼は「書き込み」によって「ネット上でもいじめられ」たとされており、非行少年はネット利用によっていじめの「被害者」として位置づけられているのが分かる。あるいは2005年に生じた少女による殺人未遂事件では、犯行の記録を綴った彼女のブログが発見されており、少女の代理人は、彼女が「ブログや化学など『自分の殻に閉じこもっていった』」のは、彼女が中学時代に「いじめ」を受けたのち、「高校に入ってからは自ら周囲との関係を遮断し」ていく過程においてであったことを説明している(『朝日新聞』2006.5.2朝刊 静岡・1地方)。ネット利用に加え、「いじめ」の「被害」という要素によって非行少年を性格づけるこうした傾向は後を絶たず、2005年に生じた殺傷事件(『朝日新聞』2005.9.29夕刊)や、2008年に生じた殺人事件(『朝日新聞』2008.2.9地域)についてもまた、同様の報道内容が見られる。

各事件についての詳細な検討は稿を改めなければならないが、ここから分かるのは、「非行」の 主体についての事後的な説明に際し様々な資源を導引する、「非行」解釈の手続きの様態である。 司法やマスメディアによる非行「原因」の追究過程では、"なぜ彼/彼女らは非行を行ったのか" という、少年らの「動機」の解釈が求められる。この過程は、問題発生の後に少年らの「動機」を 事後的に再構成する作業としてあり、結果として少年らは各種の「動機」を内在化された主体と して解釈されていく。したがって"いじめの被害が原因となって少年たちが非行を行う"という 解釈動向は、「いじめ」というものを自殺や非行の「動機の語彙」とする社会問題化の過程(伊藤 2014、間山 2002)として現れ、「非行」の主体はここでいじめの「被害者」となる(される)。

だとすれば、ネット利用についての記述もまた、「動機の語彙」として現れているのだと見ることができる。上の事件で「非行少年」らは、"「いじめ」の「被害」にあっていた"、"ネットの「書き込み」で誹謗を受けていた"、"「ブログ」に関心を持っていた"といった「動機」から、その「非行」行為を意味づけられており、ここでネット利用は、「非行」の主体に関する解釈の次元において、「非行」の「動機」の一つとして言語的に参照されているのだと理解することができるだろう。

ただし、一方で検討課題となるのが、「非行」の主体に関するこのような「動機」付けの経路とは異なるネット利用についての参照パターンの出現である。「加害者」への「攻撃」や「影響」をめぐる議論において語られたネット利用は、果たして彼らの「非行」の「動機」として解釈されているといえるのだろうか。あるいはそれが事後的な解釈ではなく、「ネットいじめ」の事件化とほぼ同時に出現し、「加害者」という「非行」の主体とともに問題化されているという事態は、何を意味するのであろうか。

今回の「加害者」のネット利用の問題の前景化という事態の分析から明らかになったのは、少年らのネット利用が、狭義の「非行行為」の主体の解釈に際し、必ずしも事後的に参照されるわけではないという点である。従来のプロセスでは「非行行為」に対してネット利用が後から解釈され、その利用に関する問題を非行少年に(「動機の語彙」として)内在化させていたのだとすれば、2000年代後半の「ネットいじめ」事件に関しては、ネット利用が「いじめ」という「非行行為」をもたらす「動機」としてではなく、結果として少年たち自身に「影響」あるいは彼らへの「攻撃」をもたらす要素として、新たに問題視されている。

それでは、「動機」ではないこの新しい要素は何なのか。ここで、「加害者」への「攻撃」が、「加害者」自身のインターネット利用に帰結する事態として捉えられているという点に着目したい。すると、そこで前景化している「加害者」のネット利用の問題とは、自身の行為の結果として将来に想定される損害、すなわち個人に帰責する「リスク」として取り上げられている問題として、目下は仮定することができる。そのように、仮に近年の「ネットいじめ」問題において前景化・顕在化しているのが、リスク化された主体としてのいじめ「加害者」の問題であるのだとすれば、そのことはネット利用の主体の問題化という事態にとって何を意味するのであろうか。最後に、「非行」を含めこうした青少年のインターネット利用をめぐる社会問題の動向とその検討課題を示し、まとめとしたい。

# 5. まとめと課題

本稿では、いじめ「加害者」が、そのネット利用とともに「被害性」を被る主体として前景化していく過程の分析を通じて、ネット「利用者」という主体が「非行」の主体として新たに問題化されていくメカニズムについての考察を行った。またそこでは、従来の「動機」の帰属付けモデルとの比較から、「いじめ」という「非行」の主体に関連付けられるネット利用の問題が、そのリスク論的な局面を顕在化させているのではないかとの仮説の提示を行った。

そのように、いじめ「加害者」が「リスク」の主体として浮上しているのならば、今や「いじめ」という非行問題をめぐっては、ネット利用が「加害」とも「被害」ともとられ、利用者に損害をもたらすものとして問題化されていると考えることができるだろう。ただし、このような若年層のネット利用のリスク視が進むなか、次に挙げるように青少年をめぐるインターネット上のリスク分類には被害リスクと加害リスクとが混在している状況にある。

例えば OECD は、子どものネット上の「リスク」として、1)コンテンツ・リスクおよびコンタクト・リスク、2)消費者としてのリスク、3)プライバシーやセキュリティのリスク、というカテゴリーを採用している(経済協力開発機構(OECD)編 2016: 32)。しかし、この分類は青少年の加害行為に伴う「リスク」に大きな注意を注ぐものとはなっておらず、行為者自身の行為の結果として位置づけられる「リスク」概念についての検討には、被害の「リスク」に加え、青少年自身が「加害者」となる「リスク」への着目が不可欠であることはいうまでもない。加えて非行問題をめぐっては、違法なコンテンツ作成や、プライバシーあるいはセキュリティをめぐる「サイバー犯罪」を犯す加害リスクだけでなく、今回明らかになったように、ネット利用を通じた加害行為の記録が他者に参照されることで、加害者自身の「被害」のリスクを招くとされるケースも出現しつつあり、利用者とネット利用、そしてネット利用記録をめぐる今日のリスク論は非常に複雑化している状況にあるといえる。

それゆえに、若年層のネット利用のリスク視が進み、また加害リスクと被害リスクの議論が混在 していくこうした事態を踏まえ、インターネットというメディアの利用をめぐって生じる社会問題 に固有の性質についての検討がより一層求められるものと考える。

#### 付記

本研究の一部は平成30年度公益財団法人電気通信普及財団の研究調査助成により行われた。

#### [注]

1 以下、事件については一部匿名化や省略を行っている。

#### [参考文献]

土井隆義, 1995, 「いじめ問題における視線の構図 社会問題とその対策をめぐる循環のメカニズム」『imago』6 (2), 53-69.

原清治・山内乾史、2011、『ネットいじめはなぜ「痛い」のか』ミネルヴァ書房。

伊藤茂樹、2014、『「子どもの自殺」の社会学 「いじめ自殺」はどう語られてきたのか』青土社。

加納寛子、2016、「ネットいじめの特徴」加納寛子編『ネットいじめの構造と対処・予防』金子書房。

経済協力開発機構 (OECD) 編, 2016, 『サイバーリスクから子どもを守る エビデンスに基づく青少年保護政策』齋藤 長行著訳・新垣円訳, 明石書店。

北澤毅、2015、『「いじめ自殺」の社会学 「いじめ」問題を脱構築する』世界思想社。

2002,「非行・少年犯罪 序論」北澤毅編・広田照幸監修、『非行・少年犯罪 リーディングス 日本の教育と社会 第 9 巻』日本図書センター。

間山広朗, 2002,「概念分析としての言説分析 『いじめ自殺』の〈根絶=解消〉へ向けて」『教育社会学研究』70, 145-163.

文部科学省, 2011,「いじめの定義の変遷」(http://www.mext.go.jp/component/a\_menu/education/detail/\_\_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030\_003.pdf)。

森田洋司, 1999,「『現代型』問題行動としての『いじめ』とその制御」宝月誠編『講座社会学 10 逸脱』東京大学出版会。 荻上チキ, 2008, 『ネットいじめ』 PHP 新書。

渋井哲也,2008,『学校裏サイト 進化するネットいじめ』晋遊舎ブラック新書。

田川隆博, 2012, 「ネットいじめ言説の特徴 新聞記事の内容分析から」『名古屋文理大学紀要』12, 89-96.

2010,「ネットいじめの新しさ いじめ手法への着目から」深谷昌志・深谷和子・高旗正人編『ユビキタス社会の中で の子どもの成長 ケータイ時代を生きる子どもたち』ハーベスト社。